平成２５年（フ）第３１４号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿939番地１
破産者　有限会社小松食品
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５４１号
栃木県宇都宮市陽東３丁目15番12号　アオーラ而今
破産者　福田はる子
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７６８０号
東京都武蔵野市境４丁目２番22号
破産者　有限会社朝カフェ
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４２０号
東京都江戸川区本一色２丁目４番20号
破産者　小泉　晴男
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００３７号
埼玉県越谷市赤山本町13―９―203
破産者　渡邉　　潔
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０２２５号
茨城県稲敷市江戸崎甲211―５、開始決定時の住所茨城県稲敷市松山3099―２
破産者　添田　昌一（旧姓若松）
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０４３号
東京都江戸川区谷河内２丁目10番18号
破産者　株式会社シンセリティ
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０４４号
千葉県市川市市川２丁目６―14―401
破産者　佐々木昭雄
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０６１号
神奈川県藤沢市辻堂元町２丁目６番14号
破産者　有限会社ゲット
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０６２号
兵庫県神戸市須磨区若木町４丁目２―20
破産者　松元　祥子（旧姓小林）
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０８８号
東京都世田谷区赤堤１丁目35番22号
破産者　アルバ株式会社
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０８９号
東京都杉並区高円寺南４丁目27―17―405
破産者　阿部　　仁
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０９４号
東京都新宿区築地町４番地
破産者　株式会社クリエイティブドゥ
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１０９５号
千葉県八千代市大和田55―２
破産者　吉田　　茂
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１０８号
東京都中央区日本橋本石町４丁目５番12号
破産者　株式会社アイズファクトリ
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１０９号
東京都豊島区池袋３丁目８―６
破産者　梶野　　豊
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１２３号
千葉県松戸市大橋359番地の７
破産者　有限会社フレッシュピット
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１２４号
埼玉県春日部市備後西４―10―18―103、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷３丁目23―49―８
破産者　春山　正之
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１２５号
埼玉県春日部市備後西４―10―18―103、住民票上の住所千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷３丁目23―49―８
破産者　春山八重子
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１４１号
埼玉県春日部市飯沼1028番地
破産者　有限会社エス・エフ・コーポレーション
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１４２号
埼玉県春日部市大枝89　武里団地３街区18棟101号
破産者　深野　伸治
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１１４６号
東京都足立区江北３丁目22番23号
破産者　有限会社友和技建
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部